

市教委  
提示

## 人事評価の面談 教員は実施しない

事務室（主任・主事・栄養士・技師）は対象に

◆8月末、仙台市総務局人事部より市労連に対して9月に人事面談を仙台市職員全体に実施したいとの連絡がありました。交渉を重ねた結果、次のように決着しました。

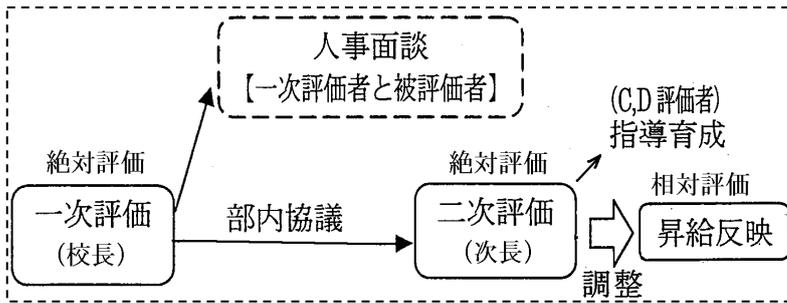
◎ 教員と医療職員については実施しない。  
 ◎ 他の単組は各単組毎、実施時期を決める。  
 これを受けて、高教組は市教職員課と事務折衝を行い、教職員と臨時職員は対象外であること。事務関係は対象となることを確認しました。

すでに仙台市では3年前から教職員も含め全職員が勤務状況を5段階で評価されていますが昇給には反映させていません。

今回のこの動きは、県の教職員と同様に人事評価を昇給に反映させようとしている査定昇給制への筋道づくりと考えられます。市人事部では、評価を給与に反映させる場合には改めて協議するとしています。

この制度は、能力主義の欧米の企業で広く導入されていて、個人の評価と給料は密接な関係にあり転職の垣根が低いお国柄に根付いていますが、年功序列的な我が国の公務員賃金体系ではまだ議論の余地があるものといえます。

なお、現在の昇給の扱い、勤務評価結果は右のようになっていますが、これがリンクすることによって校長の裁量で昇給が左右され、その結果は退職まで続くという状況になることが懸念されます。



現在の昇給制度（毎年1月に昇給）

昇給区分	昇給	
定期昇給	4号俸	
特別昇給	8号俸	永年勤続(25年)
	6号俸	関門※

※以前は6短などと呼ばれ前の昇給から1年を待たずに半年で1号俸(今の4号俸)昇給した。現在は教諭・養教の2級37~40号、実教の1級33~36号で適用となるなど5関門があります。行政職のワタリ(勤続年等で職階が上がると給与表が切替り、昇給する制度)にみあうように教職員に導入させた制度。

過去2年間の教職員(管理職以外)の勤務評価結果

評価	19年度	20年度	昇給とは無関係
S	8人 2.8%	13人 4.6%	
A	96人 2.8%	135人 48.0%	
B	186人 64.1%	133人 47.3%	
C	0人 0%	0人 0%	
D	0人 0%	0人 0%	
合計	290人 100%	281人 100%	
評価不能	6人(育病休)	4人	

当局の考える人事評価にリンクした昇給号俸

評価	昇給	割合	現在、機械的に永年勤続者はSに、関門該当者はAにさせているが、これらは不透明です。
S	8号俸	5%	
A	6号俸	20%	
B	4号俸		
C	2号俸	処分・欠勤のある場合	
D	昇給なし		

なお、現在管理職も上司に評価されています。

当局が想定している査定昇給制度の構図

### ◆人事院勧告(8月11日)のあらまし

- 一般職国家公務員 △0.22%、△863円  
 月例給△0.2%、一時金△0.35月、持ち家住居手当廃止  
 年収ベース△15.4万 現給保障にも影響
- 非常勤職員(対象 勤務時間常勤の3/4未満)  
 休暇制度(忌引が有給、病給は無休ながら制度化か)  
 条件により健康診断拡大
- 定年延長の必要 2013年度より段階的に65歳へ、  
 60歳前後の給与制度見直し

### ◆宮城県人事委員会勧告(10月2日)

- 給料月額引下げ(平均△0.2%) 現給保障も0.21%減額。
- 期末・勤勉手当の引下げ(△0.3月分)
- 自宅に係る住居手当(月額3,000円)の廃止(2010年4月1日~)  
 県独自の給与カット分月5.5%・月平均1万9,171円も加えれば、  
 年間平均で約36万4,000円と、過去最大の年収引き下げに

### ◆仙台市の人事委員会勧告は10月9日に出ます(市議会最終日)

## 教育署名にご協力下さい

市立高教組では現在、県高教組と共に、次の署名活動に取り組んでいます。  
 趣旨に賛同いただける方は、近くの分会員に声をかけてください。

- 1、特別支援学校の増設を求める請願
- 2、すべての子どもたちにゆきとどいた教育を求める請願

(集約日 10月17日)